

認定こども園施設整備交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 2 4 7 4 万円

1 交付金の概要

認定こども園施設整備交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県等が行う認定こども園の施設整備事業(以下「交付対象事業」)に係る経費に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園への移行を予定する幼稚園等の耐震化を促進するための改造を行う事業等となっている。

交付金の対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とすることとなっている。そして、交付金の交付額は、交付対象事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に補助率1/2を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額(以下「交付基準額」)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとなっている。

交付基準額のうち、幼保連携型認定こども園への移行を予定する幼稚園に係る本体工事等の交付基準額は、実施要領において、移行後の幼保連携型認定こども園において教育を実施する部分(以下「幼稚園部分」)の定員数等に応じて一定の額が定められるなどしている。また、交付対象事業が予定の期間内に完了できないと見込まれる場合等においては、学校法人等は都道府県知事等に報告してその指示を受けることとなっている。そして、交付対象事業が2か年度にわたって実施される場合は、進捗率に応じて各年度の交付金の交付額を算定することになっている。

2 検査の結果

学校法人恵愛学園は、平成28年度に、同法人が設置する幼保連携型認定こども園である愛泉こども園の園舎の耐震化のための改造を行う事業を実施して、交付金1億9373万円の交付を受けていた。

同法人は、事業の実施に当たり、同園の幼稚園部分の定員数225名に応じて定められた本体工事の交付基準額等の合計額を1億9373万円と算定し、新園舎の建築等工事、旧園舎の解体撤去工事等を同年度内に実施したとして、新潟県に実績報告書を提出していた。

しかし、同法人は、本体工事の交付基準額の算定に当たり、同園の幼稚園部分の定員数について、225名としていたが、実際の定員数は210名となっていた。また、同法人は、旧園舎の解体撤去工事を29年7月までの2か年度にわたり実施していて、予定の期間内に完了することができなかったのに、同県知事に報告していなかった。そして、実績報告書において、解体撤去工事に係る交付基準額の算定に当たり、29年度に実施した解体撤去工事に係る分を含めたものとしていて、28年度における進捗率に応じたものとしていなかった。

したがって、同園の幼稚園部分の定員数210名に応じて定められた本体工事の交付基準額、進捗率に応じた解体撤去工事の交付基準額等により適正な交付金の交付額を算定すると1億6899万円となることから、前記の交付額1億9373万円との差額2474万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
文部科学本省	新潟県	学校法人恵愛学園	幼稚園耐震化整備	平成28	円 1億9373万	円 2474万	誤った定員数に応じた交付基準額で算定していたなどのもの(愛泉こども園)